

1. アメリカ

1. 大学の法的位置づけ

アメリカの大学は、法制上は州立大学と私立大学がその中心である。さらに州立大学の法的地位について詳しくみると、①州憲法による公法人格を有する大学、②州法による公法人格を有する大学、および③法人格を有しない州政府の機関としての大学という以上の3つの存立形態に分類される。なお私立大学も含めて法人格を有する大学は、当該大学の「理事会」に法人格が付与されているのであって、「大学」自体に法人格は付与されていない。

(1) 州立大学の法的地位

① 州憲法による公法人格を有する州立大学

憲法上独立した法人 (constitutionally independent corporations) 格を有する州立大学とは、公法人として、本質において州から独立した存在となっている。ただし、州憲法によって保障される法人とは、下記の (2) の州立大学よりも、法制上確固たる地位を有しているといわれ、州議会や裁判所からの恣意的な干渉をも排除しうる存在である。場合によっては、立法、司法、行政の三権と並ぶ「第四権」的な存在とよばれることもある。代表的な例として、カリフォルニア大学システム (University of California) やミシガン州のすべての州立大学をあげることができる。

② 州法による公法人

州法による公法人 (public corporations) としての州立大学とは、州法によって与えられた法人格をもち、本質において州から独立した存在である。なおこれは、上記 (1) の大学とともに、直接的には当該大学の「理事会」が州から独立していることを意味する。

ただし、州政府との関係では、その組織の一部をなし他部局と同等の関係になるか、場合によっては教育部局の下に置かれることもあり、規定のあり方によってその地位は多様で、独立性の点でも実際には大きな違いがある。州立大学の多くはこのタイプの属すると言われている。代表的事例として、カリフォルニア州立大学 (California State University) やニューヨーク州立大学 (State University of New York) をあげることができる。

③ 法人格を持たない州政府の機関

このタイプは、州政府の機関 (agencies 又は instrumentalities) としての州立大学で、法人格を有せず、本質的な独立性はないと言われている。このタイプに属する大学はアイオワ大学やノースダコタ大学、カンザス大学などきわめて少数である。

(2) 私立大学の法的地位

私立大学は、各州における法人設立法 (incorporation laws) の下に認可された「私法人」(private corporations) としての法的地位を有する。認可・承認は当該大学の「理事会」の認可・承認を意味しており、「理事会」が法人格を有する。

2. 大学・法人の管理運営機関

(1) 州立大学の管理運営機関

高等教育を含めて、教育は州の所管事項である。ただし、多くの州では初等中等教育と高等教育とで所管が分かれている。通常、各州の州立大学の管理運営は、これに直接的な責任を負う大学理事会と各大学の取組を調整する州高等教育調整委員会 (以下、調整委員会) という専門の機関によって行われる。ただし、州によっては大学理事会のみが置かれ、調整委員会が設けられていないところもある。このほか、一部の州には、州の中・長期的な高等教育発展計画を策定する計画委員会が置かれる場合があるが、大学の設置認可や課程新設の承認あるいは各大学の管理運営に直接関わることはない。

州立大学の管理運営に関わる各機関の概要は次のとおり。

① 大学理事会

大学理事会は、個々の大学に置かれる場合と大学システムに置かれる場合がある。大学システムとは、複数の大学 (キャンパス) を1つの管理運営組織に編成したもので、これを置いている州では、①すべての州立大学を1つの大学システムとして編成している州、②複数の大学システムに分割、編成している州、③州内の一部の大学を大学システムとして編成し、他の大学は個別の大学として大学システムに編成していない州がある。すべての州立大学は、個々の大学あるいは大学システムに置かれた大学理事会の管轄下に置かれる。

各大学に置かれている場合でも、大学システムに置かれている場合でも、一般に、大学理事会は、州憲法あるいは州法 (教育法) により法人格を与えられており、管轄する大学あるいは大学システムの教育・研究活動、教職員人事、財政等、管理運営上の全般的、最終的な権限を行使する。このため、管轄組織の根本規則となる規程 (Bylaws) をはじめ、管理運営規則、教職員等の人事規程を定めるほか、大学の運営方針を策定する。そして、学長 (あるいは総長) を任命し、大学理事会に代わって管理運営に関する実質的な業務をこの学長に委ねる。

州憲法により設置が求められている大学理事会については、一般に、課程の新設や変更のほか、キャンパスの新設や学部・学科の創設、授業料の設定、教職員の雇用などを独自に決定できる強い権限が与えられている。州法により設置が求められている大学理事会についてもこうした強い権限を有するところもあるが、課程新設等の承認の権限等を持たないところもある。特に、教育課程については、設置や変更に関して独自の権限を持たず、下記の調整委員会の許可を得なければならないところがある。

大学理事会の理事は、一般に、州知事によって任命される。州によっては、州知事や州教育長が職権理事として含まれる。また、学生理事が任命されることもある。州民選挙によって選出される場合もあるが、極めて少ない。

② 調整委員会

複数の大学システムのある州、あるいは個々の大学に大学理事会が置かれている州では、大学あるいは大学システム間の調整を図るための調整委員会が設けられ、一定の役割を果たしている。州教育委員会がこの役割を果たしている場合もあるが、どの州政府機関にも属さない独立機関として設置されている。現在、24州に調整委員会が置かれている。

大学理事会の場合と同様、多くの場合、調整委員会の委員は州知事によって任命される。調整委員会の役割は、州立大学の予算のとりまとめや調整、課程の新設や変更に関する認可や勧告、私立大学を視野に入れた州の高等教育に関する全体計画の策定などであるが、その役割あるいは権限の強さから、①課程の新設・変更等の承認に関する権限を有するものと、②課程の新設・変更等の承認に関する権限を持たず、主に大学の財政状況の評価や予算に関する提言を行うものに分けられる。24州のうち、21州が①のタイプ、3州が②のタイプに属する。

③ 計画委員会

このほか、デラウェア、ミシガンの2州には、州の高等教育に関する全体計画の策定を目的とする計画委員会が置かれている。計画委員会は、助言等を含めて、教育・研究活動や人事、財政等に関する管理運営上の権限を持たない。

(2) 大学理事会と調整委員会の関係

州の高等教育行政の体制は、①州内の高等教育機関が1~2の大学システムとして編成され、これを大学理事会が統括している(24州)、②個々の大学あるいは大学システムの上に調整委員会が置かれ、それぞれの取組の調整を行っている(24州)、③個々の州立大学の大学理事会のほかに計画委員会が置かれている(2州)という、およそ3つのパターンに分類される。(表2-1参照)

さらに詳細に見ると、調整委員会が置かれず、大学理事会が州内の州立大学を統括している①の州については、1つの大学理事会が州内すべての州立大学(1つの大学システム)を所管する場合と2つの大学理事会が2つの大学システムをそれぞれ所管する場合に分けられる。前者にはアラスカ、ハワイ、アイダホなど9州とワシントンD.C.が含まれ、後者についてはアリゾナ、フロリダなど15州が含まれる。ただし、2つの大学理事会のうち、1つを2年制大学専用の大学理事会(あるいは調整委員会)としている州が多く、ミネソタやウェストバージニアなどを除く多くの州がこうした体制を採っている。

表 2-1 州の高等教育行政のパターン

① 大学理事会	1つの大学理事会が州内すべての州立大学をまとめて所管	アラスカ ^(b) , ハワイ, アイダホ ^(a) , モンタナ, ネバダ, ノースダコタ, ロードアイランド, サウスダコタ, ユタ, D.C. ^{(b)(d)} (9州及びD.C.)
	州内の州立大学を2つの大学システムに編成し, 各大学システムに置かれた大学理事会がそれぞれの大学システムを所管	アリゾナ ^(c) , フロリダ ^{(b)(c)} , ジョージア ^(c) , アイオワ ^(c) , カンザス ^(c) , メイン ^(c) , ミネソタ ^(d) , ミシシッピ ^(c) , ニューハンプシャー ^{(b)(c)(d)} , ノースカロライナ ^(c) , オレゴン ^{(b)(c)(d)} , バーモント ^(d) , ウェストバージニア, ウィスコンシン ^(c) , ワイオミング ^(c) (15州)
② 調整委員会	複数の大学システムにまとめられた州立大学を各大学システムに置かれた大学理事会が所管	カリフォルニア, コネチカット, ルイジアナ, マサチューセッツ, ネブラスカ, ニューヨーク ^(a) , テネシー (7州)
	一部の州立大学は大学システムとして当該システムの大学理事会がまとめて所管, 他の州立大学は個々の大学に設けられた大学理事会が所管	アラバマ, アーカンソー, コロラド, イリノイ, インディアナ, ケンタッキー, メリーランド, ミズーリ, ニュージャージー, ニューメキシコ, オハイオ, オクラホマ, ペンシルバニア ^(a) , サウスカロライナ, テキサス (15州)
	個々の大学をそれぞれの大学に置かれた大学理事会が所管	バージニア, ワシントン (2州)
③ 計画委員会 実質的には, 各大学の大学理事会が独自に運営		デラウェア, ミシガン ^(a) (2州)

(a) 州教育委員会が州立大学を所管。ミシガン州は州教育委員会が計画委員会の役割を担う。

(b) 大学理事会のほかに, 調整委員会を設置。ただし, 調整委員会は教育プログラムの調整や各州立大学の予算案のとりまとめ等における実質的な役割を持たない。

(c) 二つの大学理事会のうち, 一つは2年制大学に関する大学理事会あるいは調整委員会。調整委員会については(b)と同じ。

(d) 大学システム・レベルの大学理事会あるいは調整委員会の他に, 計画委員会を設置。

(出典) ECS, 1997 State Postsecondary Structures Sourcebook, 1997.

大学理事会のほかに調整委員会が置かれている②の州については, 州内すべての州立大学が複数ある大学システムのいずれかに組み込まれ, 各大学システムの大学理事会がシステム内のすべての大学を所管する場合, 一部のいくつかの州立大学が大学システムの中に組み込まれ, 大学システムの大学理事会がシステム内の大学を所管し, その他の大学については個別大学に置かれた大学理事会がそれぞれに所管する場合, 州内のすべての州立大学にそれぞれ大学理事会が置かれ個別大学をそれぞれ所管する場合という, 管理運営上三つのパターンに分類される。このうち, 調整委員会が複数の大学システムを所管する場合は, カリフォルニア, コネチカットなど7州, 大学システムとこれに含まれない個別大学を所管しているのは, アラバマ, アーカンソーなど15州である。調整委員会が個別の大学のみを所管しているのはバージニアとワシントンの2州のみである。

③分類される州は、デラウェアとミシガン州の2州である。計画委員会は上述のように管理運営上の権限を持たないため、この2州では個々の州立大学に置かれた大学理事会が独自の権限により所管する大学の管理運営を行っている。

(補足) 2年制大学の管理運営

2年制大学(コミュニティ・カレッジ、テクニカル・カレッジなど)については、4年制大学を含めた大学システムの中に組み込まれ、州(州教育委員会や大学理事会)が直接所管している場合もある。しかし、このほか、歴史的な経緯などから地方レベルに多くの権限が留保されている場合が少なくない。こうしたところでは、一般に初等中等教育を所管する学区、あるいはそれよりも地理的に広範な2年制大学専用の学区ごとに合議制の管理運営機関(大学理事会)が置かれている。これらの機関は通常、州教育委員会か2年制大学専門の調整委員会の管轄下に置かれ、州の高等教育行政システムの中に組み込まれている。

3. 大学の内部組織と管理運営システム

(1) 内部組織

大学組織の基礎的単位は、一般に学科(department)である。学科の上の組織単位である学部(school, college)には、複数の学科が置かれている。さらに、総合大学の場合は、複数の学部が集まって大学を構成する。

(2) 管理運営

米国の州立大学における管理運営構造は各大学によって異なるが、通常、大学理事会(Board of Regents, Board of Trustees等)が大学の最終的な意思決定機関としての役割を果たす。さらに、実質的な管理運営は、一般に学長(President, Chancellor)に委任されている。学長を中心として行われる大学の管理運営は、一般には財政を中心とする事務部門(administration)と教育研究部門に分けられる。以下では、大学システムではなく、各個別大学について述べる。

① 事務部門

大学全体の施策・方針を決定する機関(執行責任者)は大学理事会が任命する学長である。学長は、通常、財政、教育研究、渉外、学生問題など分野別に任命された複数の副学長(Vice president, Vice chancellor)とともに学長事務局(Office of President/Chancellor)を構成する。

各学部には、執行責任者として学部長(Dean)が置かれる(Deanは、アドミッション・オフィスの責任者など学部の執行責任者以外の役職にも使用される)。学部長は一般に大学理事会あるいは学長によって任命され、通常、プロボスト(Provost)と呼ばれる学長直属の管理職あるいは教育研究担当の副学長(プロボストと兼任している場合もある)の管轄下に置かれる。

各学科の執行責任者は学科長（Chair, Chairperson）である。学科長の選出は学長の任命による場合のほか、教授団の互選による場合もある。（表 3-1 参照）

表 3-1 大学の執行責任者及び任命（UC と SUNY の場合）

		カリフォルニア大学	ニューヨーク州立大学
大学 (キャンパス)	執行責任者	学長	学長
	任命	カリフォルニア大学総長の推薦により大学理事会が任命	大学運営委員会 (Council) と SUNY 総長の推薦により, 大学理事会が任命
	議決機関	なし	10 人から構成される大学運営委員会。学長選出への参加, 教育研究計画の承認等を実施
学部	執行責任者	学長 (Dean)	学部長 (Academic Dean)
	任命	大学理事会が任命	学長が任命
学科	執行責任者	学科長 (Chair)	学科長 (Chair)
	選出方法	教授団による互選	学長が任命

カリフォルニア大学については、下記参考資料のほか、カリフォルニア大学理事会規程 (Bylaws) 及び国立学校財務センター調査 (1999 年 12 月) に基づく。SUNY については下記資料を参照。

(参考資料) 金子元久「アメリカにおける公立大学の組織的・財政的自律性」『広島大学大学教育研究センター大学論集』第 21 集, 1992 年, pp91-115

② 教育研究部門

教育研究部門は、大学評議会 (Academic Senate) を中心とした教員組織が管理する。

大学評議会の構成は大学によって異なるが、各学部 (学科) から選出された教員から成る代表者会議のほか、組織運営を担う運営委員会及びカリキュラム、教員問題、研究など分野ごとに専門の委員会が設けられているのが一般的である。大学評議会の主たる内容は、教育研究活動の方針の策定のほか、入学者決定基準の設定、教員評価等である。

また、教員の新規雇用についても、実際の任命の手続き等は事務部門が行うものの、候補者の選定 (実質的な新規雇用者の決定) は教員の側 (当該学科の教授会等) で行われる。

4. 国 (連邦)・州の大学政策の策定と実行のシステム

連邦には教育に関する権限はなく、連邦がナショナル・インタレストと見なす事項 (国民の高等教育の機会拡大理念に基づく奨学金事業や障害者援助, 科学技術の進歩に向けた研究助成など) について側面的な支援を行うことを役割とする。

一般的枠組みや高等教育計画の策定などの高等教育に関する方針は、州レベルで定められる。ただし、これらの事項の扱い方は州によって異なる。

(1) 連邦政府と大学の関係

① 合衆国憲法の規定

アメリカ合衆国憲法修正第 10 条では、次のように規定されている。

「合衆国憲法によって連邦政府 (United States) に委任されていない、あるいは州政府に禁じられていない権限については、各州あるいは人民に留保される」

これにより、アメリカでは伝統的に各州があらゆるレベルの教育に対して基本的な責任を負うことになっている。

② 連邦政府からみた大学への財政援助の仕組み

権限が限られていることから、連邦政府の関与は間接的なものに成らざるを得ない。それは主に二つの方途によって行われている。一つは奨学金事業であり、もう一つは研究費の配分を通じて大学を支援するというものである。なお、第三の方途として、「税制」を通じた援助のかたちもある。

(a) 連邦の奨学金事業

表 4-1 連邦政府の奨学金事業 (1997 年度)

種類対象	事業主体	奨学金の種類	年間経費		受給者 千人	給付/貸与	備 考
			単価 (千)	単価 (万)			
			(1人当たり平均受給額)				
			百万ドル	ドル (万円)			
高等教育 機関在学者	連邦	ペル 給付奨学金(給)	6,256	1,699 (20.0)	3,683	給付	学生はパートタイム雇用、 週 40 時間を限度に支給。
	連邦	補助的教育機会 給付奨学金(給)	583	588 (6.9)	991	給付	
	連邦と学生を 雇用する機関	勤労修学奨学金	1,007	1,066 (12.6)	945	給付	
	連邦及び州	対州学生奨学 補助金(高教機関等)	46	… (…)	…	給付	
	連邦及び大学	パーキンス貸与 奨学金(給・貸)	1,058	1,343 (15.8)	788	貸与	
	連邦及び 民間金融機関	スタフアード貸与 奨学金(高教機関等)	* **	政府 6,107 民間 11,830 政府 3,704 民間 7,947	3,493 (41.2) 3,794 (44.7)	5,134 3,071	

(b) 研究援助

全米科学財団 (NSF) やエネルギー省, 国防省など連邦政府各省は, 大学に対して研究助成を行っている。

この連邦の研究費予算の大学に対する配分額は現在調査中であるが, 大学がどのようなところから研究開発費を得ているかは, 次のとおり。

表 4-2 大学の研究予算 (1996 年)

	百万ドル
連邦政府及び州政府	15,535
大学内基金	4,232
企業	1,578
その他	1,652

出典) U.S. Department of Commerce, Statistical Abstract of the United States 1998

(c) 税制を通じた援助

上記 (a) 及び (b) のほかに, 税制を通じたさらに間接的な援助があるとされる。例えば, 19 歳以上の学生を持つ保護者個人への免税, 非営利組織としての大学への寄付が税控除される。

(2) 州政府の役割

① 人事

全米州立大学・国有地交付大学協議会 (NASULGC) によると, 州立大学の教職員は, 一般には「当該大学 (システム) の職員」ということになるという。その給与の多くが州財政によって賄われているという点からすると州公務員という見方もできるが, 雇用関係からみると大学理事会 (Board of Regents, Board of Trustee 等) と雇用契約を交わすことになるためである。ちなみに, 州職員と州立大学職員との人事交流はほとんどない。

州立大学ごとに教職員の地位をみると, カリフォルニア州の場合, 州憲法及び州教育法の関連条項から, カリフォルニア大学 (UC) 及びカリフォルニア州立大学 (CSU) の教職員はそれぞれ大学理事会が雇用する当該大学の教職員であると規定されている。このため, どちらの大学も各大学理事会が所属する教職員に関する人事規則を定め, これに沿って人事が行われている。

ニューヨーク州では, ニューヨーク州立大学 (SUNY) の教職員は基本的に SUNY の大学理事会ではなく, 州知事と雇用契約を結ぶ州の職員として位置づけられている。このため, 公務員法 (Civil Service) をはじめとする様々な州法の適用を受けることになる。

② 給与

上述のように、州立大学の職員は、通常、州の公務員ではなく、当該大学理事会に雇用される「大学（システム）の職員」であり、給与も大学理事会が定めた給与表に基づいて、大学から支給される。

③ 授業料

授業料収入は州立大学にとって州からの交付金に次ぐ財源となっている。通常、どちらの場合も、入学金等を授業料以外に徴収されることはない。

(a) 州立大学の授業料の設定

各州の高等教育政策に関する情報の収集分析を行っている州高等教育政策責任者協議会（SHEEO）の調査報告書（1997）によると、州立大学の授業料の設定は、法令上、大学システムに置かれる大学理事会が決定するとされている場合が最も多い（4年制大学について33州、2年制大学について22州）。次いで多いのが、各機関ごとに設定されるという場合である（同14州、18州）。また、コロラド州やケンタッキー州のように、調整委員会が設定しているところもある（同5州、8州）。州議会が行うとされているのは、フロリダ州やジョージア州など6州（4年制大学、2年制大学については7）である。この調査結果（複数回答）にみられるように、州によっては、一部の州立高等教育機関は大学システムの大学理事会が、その他の機関は各機関の管理委員会が設定するなどの場合があり、州内の授業料の設定方法は必ずしも一様ではない。

(b) 授業料収入の取扱

各州立大学が学生から徴収した授業料の取扱も州によって異なるが、上述のSHEEOの調査によると、各大学（キャンパス）が独自の収入として取得・管理する場合が最も多い（4年制大学については26州、2年制大については31州）。次いで多いのが、州の特別会計に一旦組み込んでから、大学システムあるいは各大学（キャンパス）に配分するところである（同9州、6州）。大学システムが各キャンパスの授業料を吸い上げて管理するところもある（同5州、4州）。州の一般会計の中に組み込まれるのはマサチューセッツ州のみである。

(c) 州内学生と州外学生の授業料

私立大学の授業料がすべての学生に対して一律に課されるものであるのに対し、州立大学の場合は一定の居住要件に照らして州内学生（州立大学のある州の定めた期間よりも長くその州に在住している学生）と州外学生（州立大学のある州に在住していない学生。あるいはその州における学生の在住期間が州の定めた期間よりも短い学生）に分け、州外学生については州内学生よりも2～3倍程度の授業料が徴収される。これは、州内学生が一般に州内出身者で学生本人あるいは学生の家族が納税者であり、州立大学の財源の一部を担っていると

見なされているのに対し、州外学生は一般に他州の出身者でこうした負担を負っていないと見なされるためである。

(3) 高等教育政策

1960年にカリフォルニア州で「マスター・プラン (Master Plan)」が策定されて以降、多くの州が中・長期の高等教育計画を策定するようになった。現在、アリゾナ州やデラウェア州など一部の州を除き、ほとんど州で高等教育計画を策定している。こうした州レベルの高等教育計画は、調整委員会が置かれている州では調整委員会が行い、これが設けられていない州では、大学システムに置かれた大学理事会が策定するのが一般的である。高等教育計画の構成や内容は、州によって多様であるが、アクセスの確保や社会経済の変化への対応などを項目としている点は多くの州で共通しているといえる (表 4-3 参照)。

① カリフォルニア州の場合

カリフォルニア州の場合、「マスター・プラン」とともに、州の調整委員会 (CPEC) によって中期計画が策定されている。

前者は、1960年に、州教育委員会、カリフォルニア大学理事会が合同で設置した委員会により州議会に提出され承認されたものである。これは、カリフォルニア大学 (UC)、カリフォルニア州立大学 (CSU) 及びカリフォルニア・コミュニティ・カレッジ (CCC) の大学としての使命・役割を規定し、これに対応した学生の規模や入学者選抜のあり方、教育研究機能などを定めることで、同州の高等教育制度の枠組みを確定する役割を果たした。同計画は87年に改訂版が出されているが、旧版の示した枠組みに基本的な変更はみられない。

これに対し、州調整委員会 (CPEC) の策定する中期計画は、5年前後を対象期間として定められるもので、「マスター・プラン」の枠組みの中で、州の高等教育システムを改善するためのより具体的な方策が示されている。

② ニューヨーク州の場合

ニューヨーク州では、1961年の州教育法改正により1964年以降、4年おきに州教育委員会が高等教育拡充計画を策定することになった。

現在は、8年おきに州教育委員会が拡充計画を定めている。この計画はニューヨーク州立大学、ニューヨーク市立大学のほか、州内私立大学、民間の教育機関、企業や労働者団体の代表、親の団体や学生団体などとの協議を経て、最終的に州教育委員会によって定められるものである。計画の構成は、州内高等教育システム全体の目標、個別目標、具体的施策、評価指標などから成る。

表 4-3 各州における州高等教育計画の策定状況（一部の州）

州 名	高 等 教 育 計 画	策 定 機 関
アラバマ	<i>Enhancing Our Strengths through a Shared Vision: Planning for Alabama Higher Education 1996-2000</i> (1996)	調整委員会
アラスカ	(州レベルの高等教育計画)	(調整委員会)
アリゾナ	無し	
アーカンソー	<i>Arkansas Higher Education Plan:1984-94</i> (1996 年改訂)	調整委員会
カリフォルニア	<i>The Challenge of the Century: Planning for Record Enrollment and Improved Student Outcomes in California Postsecondary Education</i> (1990 年代)	調整委員会
コロラド	(master plan 1993-98)	調整委員会
コネチカット	(master plan 及び領域別実施計画)	調整委員会
デラウェア	無し	
フロリダ	(master plan (5 年計画))	(調整委員会)
ジョージア	(strategic plan : 30 項目以上にわたる開発計画)	大学理事会
ハワイ	<i>Focus and Quality : University of Hawaii Strategic Plan, 1996-2000</i>	大学理事会
アイダホ	<i>Statewide Strategic Plan for Elementary, Secondary, and Postsecondary Public Education</i> (1996)	州教育委員会
イリノイ	<i>The Master Plan for Illinois Higher Education 1995</i>	調整委員会
インディアナ	<i>Indiana Plan for Postsecondary Education</i> (毎年更新)	調整委員会
アイオワ	(長期計画を策定中)	大学理事会及び 州教育局
カンザス	(Systemwide planning in 1969)	大学理事会
ケンタッキー	(Five-year plan in 1995)	大学理事会
ルイジアナ	<i>The Master Plan for Higher Education in Louisiana</i> (1993) [内容] 1) access, 2) excellence, 3) diversity, 4) economic development, 5) accountability など。	調整委員会
メイン	<不明>	-
メリーランド	<i>Investing in People: The Maryland Plan for Postsecondary Education</i> (1991)	調整委員会
マサチューセッツ	(Five-year master plan)	調整委員会
ミシガン	(必要に応じて州教育委員会が策定)	州教育委員会
ミネソタ	<不明>	
ミシシッピ	<i>Building a System of Excellence</i> (1993) (3 年計画) (Five-year strategic plan)	大学理事会 "

表 4-3 各州における州高等教育計画の策定状況（一部の州）（続き）

州名	高等教育計画	策定機関
ミズーリ	<i>Blueprint for the Future of Missouri Higher Education</i> <i>State Plan for Postsecondary Technical Education and Recommendations</i> (1996)	州高等教育局 大学理事会
モンタナ	(State level Plan)	州高等教育長官 が作成，大学理 事会が認可
ネブラスカ	(Statewide Comprehensive Plan for Postsecondary Education (1992):1995, 96 年に改訂)	調整委員会
ネバダ	(Comprehensive statewide plan for higher education in Nevada)	大学理事会
ニューハンプシャー	(各大学の理事会がそれぞれ開発・発展計画を策定)	各大学理事会
ニュージャージー	(Long-range planning を州内大学（私立を含む）の学長から構成される 学長審議会との連携により調整委員会が 1996 年に策定。州内大学全体 として社会や学生のニーズに応えるための政策方針が示されている)	調整委員会
ニューメキシコ	<i>Planning for the Class of 2005: A Vision for the Future</i> (1988)	調整委員会
ニューヨーク	<i>Excellence and Opportunity for All New Yorkers: The Statewide Plan for Higher Education</i> (1996) [概要] 私立大学を含めた州内高等教育システムの全体計画として 8 年ごと に州教育委員会が策定する。上記計画は 2004 年までが対象期間とされ ている。同計画はニューヨーク州立大学、ニューヨーク市立大学のほか、 州内私立大学、民間の教育機関、企業や労働者団体の代表、親の団体や 学生団体などとの協議を経て、最終的に州教育委員会によって定められ るものである。 同計画の構成は、州内高等教育システム全体の目標、個別目標、具体 的施策、評価指標などから成る。同計画に示されている目標（目標）は、 以下の 3 つ。 1) 現代の社会・経済の中で必要とされる知識・技能の完全な習得を 支援する高等教育機会の提供 2) 高等教育機会へのアクセスの改善 3) 対費用効果の高い高等教育機会の提供	州教育委員会

(ECS, 1997 *State Postsecondary Education Structures Sourcebook*, 1998 などを参照)

5. 国・州（政府・議会）による大学管理—高等教育費の負担構造について

高等教育費については、次の表（「財源別高等教育機関経常費とその比率」）に示されるように、私立学校はもとより、州立大学も公費以外に多様な財源を持つところに特徴がある。私立大学でも公財政（主に連邦政府）を財源とする収入がある一方、州立大学でも授業料を徴収したり、病院経営や出版事業などによる事業収入や株式投資などによる資産運用収入などの独自の財源を持っている。しかし、州立大学と私立大学ではその教育費の負担構造の特徴は異なる。

表 5-1 をみると、州立大学に関して最大の財源となっているのは州政府であり、州立大学の得た収入の 3 分の 1 強 (35.8%) を負担している。次いで病院収入を中心とする事業収入で 22.2% とな

っており、この両者を併せると州立大学の得た収入の60%近くを占める。さらに、授業料(18.8%)と連邦政府からの収入(11.1%)をあわせると全収入の90%近くになる。

私立大学については、最大の財源は授業料等の学生納付金で収入の43.0%を占める。次に多いのが州立大学と同様に事業収入の21.0%、これに続くのが連邦政府からの収入の13.8%である。このほか、私立大学においては寄付金や基本財産収入の占める比率も少なくなく、両者を併せると私立大学の収入の14.3%になる。

表 5-1 財源別高等教育機関経常費とその比率(注1) (1995年度)

	合 計		州 立		私 立	
	千ドル	%	千ドル	%	千ドル	%
合 計	197,973,236	100.0	123,501,152	100.0	74,472,083	100.0
連 邦(注2)	23,939,075	12.1	13,672,467	11.1	10,266,608	13.8
州	45,692,673	23.1	44,242,546	35.8	1,450,127	1.9
地 方	5,607,909	2.8	5,074,511	4.1	533,398	0.7
授 業 料 等	55,260,293	27.9	23,257,454	18.8	32,002,839	43.0
基本財産収入	4,562,171	2.3	721,079	0.6	3,841,091	5.2
寄 付 金 等	11,903,126	6.0	5,089,344	4.1	6,813,782	9.1
事業活動収入	43,009,873	21.7	27,399,796	22.2	15,610,078	21.0
そ の 他	7,998,116	4.0	4,043,955	3.3	3,954,162	5.3

(注1) 財源別経常費の比率は連邦教育省の公表数値。

(注2) 連邦奨学金に対する支出は含まれていない。

(出典) U.S. Department of Education, Digest of Education Statistics 1998

(1) 連邦による財政援助

① 基本的考え方

高等教育における連邦政府の財政援助は、基本的に特定の機関に対する直接援助(機関補助)ではなく、原則として研究費援助及び学生援助(奨学金)という形で行われる間接援助(個人補助)である。教育は州の専管事項であり、連邦政府による援助はもっぱら国全体の利益になると連邦政府が見なし、かつ連邦政府にとって必要な領域に限られる。さらに、援助対象については州立も私立も差別無しに行う政策が伝統的に採られてきた。すなわち、連邦政府の高等教育援助政策は、国全体の利益になりうる研究開発と、国民全体の教育機会の拡大という目的のために、公私を問わず、適切と見なされる教官や学生に研究費や奨学金を提供することを意図してゐる。

② 研究費と奨学金

1995年度の公財政支出学校教育費をみると、連邦政府の支出は450億ドル、全公財政支出学校教育費に占める比率は8.5%であった。しかし、ここには連邦奨学金に対する支出は含まれていない。連邦教育省の統計(Digest of Education Statistics 1998)によると、同年度の連邦予算上計上された教育関連支出は約716億ドルに上る(上記の連邦政府支出450億ドルに含まれていない連邦奨学金のほか、各種事務経費等が含まれるとみられる)。このうち、初等中等教育事業予算としては46.9%にあたる336億ドル、中等後教育事業予算として24.6%に当たる176億ドル、大学における研究助成予算として21.9%に当たる157億ドルが計上された。

大学における研究費は、州立、私立どちらの場合も、必ずしも所属機関の経常予算から十分に配当されるわけではなく、各教員が連邦政府や民間財団の研究助成金から取得しなければならないのが一般的である。連邦政府はこうした研究費助成の重要な財源となっており、大学の研究開発費のかなりの部分を負担しているとみられる。ちなみに、大学は施設使用料などの名目で研究費の5割以上に当たる額を間接経費(overhead expenses, indirect cost)として研究費とは別に徴収するのが一般的であり、連邦の研究助成は各大学に対する間接的援助となっている。

連邦政府による高等教育に対する財政援助のもう一方の柱となる奨学金事業は、退役軍人省が所管するものなどがあるが、予算規模からみるとそのほとんどは連邦教育省によって所管されており、同省の奨学金事業予算のみで、連邦政府の中等後教育関連予算の70%以上を占めている。連邦政府のほか、州や民間団体が多様な奨学金プログラムを実施しているが、こうした奨学金プログラム全体からみても連邦奨学金の位置づけは非常に重要であり、事業の支出額でみると連邦の奨学金事業はすべての奨学金事業の7割以上を占めている。

(2) 州の高等教育財政

① 州の役割

州は州内の教育に関する最終的な責任を有するものであり、特に州立の高等教育機関の維持に関する基本的責務を負っている。したがって、上記の表にみられるように、州立大学の最大の財源となっているのが州であり、収入全体の35.8%を負担している。こうした州立大学に対する州の支出は、人件費を中心とする経常費と資本的経費を賄うために用いられる。

これに対して私立大学に対する財政的援助は極めて少なく、私立大学の収入の1.9%を占めるに過ぎない。こうした私立大学に対する州の支出は、障害を持つ学生に対するサービスの提供やマイノリティ学生を対象とした教員養成の実施など、特定の目的に用いられるものである。

② 州立大学に対する予算配分

州の高等教育財政の仕組みは極めて多様であるが、大学システムごとに予算要求案をとりまとめて、州の財務担当部局に提出するのが多くの州でみられる方式である。

例えば、カリフォルニア州では、カリフォルニア大学(UC)、カリフォルニア州立大学(CSU)、カリフォルニアコミュニティ・カレッジ(CCC)の3つの大学システムの各大学理事会が管轄

するキャンパスから要求を吸い上げ、大学システムとしての予算請求案をまとめて、州政府(財務局)に提出する。州政府は各大学システムの予算請求案を政府案として特別会計予算として州議会に提示し、州議会で成立した予算が各大学システム単位で配分される。大学システムは、所管する各キャンパスに対して、配分された州予算を一定の基準に沿って分配する。

州によっては、大学システムごとに策定された要求案を、調整委員会がとりまとめて、州政府に提出ところもある(アラバマ、コロラド、イリノイなど14州)。

また、州立大学がシステムとして組織されておらず、調整委員会もおかれていないミシガン州では、州政府(財務局)が各州立大学と交渉しながら州の高等教育予算を定める。

③ 配分額の算定方法

各州立大学あるいは大学システムに対する州予算(経常費)の配分額の算定は州によって異なる。専攻分野あるいは教育段階別に定められた教育費の単価や教員給与等を基礎とする一定の算定式(funding formulas)に基づいて決定される場合もあるが、基本的には、学生数(あるいはこれを基に算出される教職員数)や各州立大学(システム)の役割(研究活動及び大学院教育重視か、学部教育重視かなど)に基づいて決定される。

(3) 大学独自の財源

私立大学ばかりでなく、州立大学も多様な財源を持っているところに米国の高等教育財政制度の特徴がある。公財政以外の財源、すなわち各大学独自の財源としては、病院経営や出版、駐車場経営などの事業収入、個人や企業、財団などからの寄付などがある。大学に対する寄付は、大別して基本財産(endowment)と寄付金(gift, donation)に大別される。

① 基本財産収入

基本財産(endowment)とは、企業でいうところの資本金に相当するもので、一般には、企業や個人が非営利団体である財団を創設し、これを通じて大学に提供されるものである。学部の創設や寄付講座の設置、奨学金の新設のほか、建物の新・増設の際にも活用される。連邦教育省統計の定義では、「基本財産として投資されたもののうち、収益から永久的な財源を提供するために確保される信託基金(trust fund)」であり、「基金そのものを切り崩すのではなく、それを運用して収益を上げる」のが一般的とされる。

② 寄付金

基本財産の寄付が財団を中心として1万ドルあるいは100万ドル単位で行われ、学部や寄付講座などの基本財産となるのに対し、寄付金(gift, donation)は卒業生やその家族を中心として集められるものである。多くの大学には卒業生との連絡等を行っている専門のオフィスの寄付金担当の部署が置かれ、私立大学を中心として長期間にわたる募金キャンペーンが実施されている。

③ 事業収入

事業収入のうち、最大の財源となっているのが病院収入で、これのみで大学の全収入の9.4% (1995年度) を占めている。病院収入に次ぐのが、放映権料や観戦料など各種大学対抗試合に関する収入、食堂や売店の売り上げ、居住施設の賃貸料など各種事業・販売収入で大学の全収入の9.5% (1995年度) を占める。このほか、地域住民等に対して提供する各種教育プログラムの受講料など、正規の教育課程以外の教育活動による収入も事業収入のカテゴリーに含まれる。

6. 私学政策

(1) 私立大学の規模

連邦教育省の統計によると、全高等教育段階において私立大学の占める比率は、学校数で半数以上、4年制大学に限れば7割以上にのぼるのに対し、在学者数では20%をわずかに超える程度であり、4年制大学に限っても3分の1を占めるに過ぎない(表6-1参照)。この統計からもわかるように、私立大学の機関自体の規模は比較的小さいといえる。

表 6-1 設置者別の大学数及び学生数 (1996年)

	大 学 数				在 学 者 数			
	計	州立	私立	(私立の占める比率)	計	州立	私立	(私立の占める比率)
	校	校	校	(%)	千人	千人	千人	(%)
全高等教育機関	3,706	1,655	2,051	(55.3)	14,300	11,090	3,210	(22.4)
4年制大学	2,244	608	1,636	(72.9)	8,769	5,807	2,996	(34.2)
2年制大学	1,462	1,047	415	(28.4)	5,493	5,283	214	(3.9)

(出典) U.S. Department of Education, Digest of Education 1998

(2) 私立大学と政府との関係

① 連邦政府との関係

連邦政府は教育に関する権限を持たない。したがって、高等教育の制度は各州の権限によって定められるものである。しかし、19世紀半ばの国有地交付大学の設置規定をはじめとして、連邦政府は教育への関与を行ってきた。これは、連邦議会に対し「合衆国の共通の防衛と一般の福祉」を目的とする課税権を認めた合衆国憲法第1節第8条、いわゆる「一般福祉条項」を根拠としているといわれている。すなわち、福祉という概念を広義にとらえ、国民の幸福、生活の充足を目的として教育への支援を行っている。

現在、連邦政府による教育への関与は、財政援助(公財政による援助)というかたちで行われている。高等教育についてみると、原則として特定の機関に対する直接援助ではなく、研究

助成、特定の教育事業（連邦事業）の経費負担、学生援助（連邦の奨学事業）などの間接援助である。

こうした連邦政府の財政援助は、連邦政府がナショナル・インタレストとみなし、かつ連邦政府自身にとって必要な領域に対する援助に限定されている。そして、その援助対象は、現行の高等教育の実態を反映して、州立、私立の差別なしに行われる政策が採られている。すなわち、国全体の利益となる研究開発（研究助成）と、国民の教育機会の拡大（奨学金事業、障害を有する学生に対する教育プログラム等の実施、教員養成教育の振興等）という目的のために、公私の別を問わずに、適切とみなされる教官、学生に相応の財政援助を行うものとなっている。

② 州政府との関係

歴史的にみると、現在私立大学として運営されている植民地時代に創設された大学は、その設置当初、公的機関として植民地政府から保護・発展される対象ととらえられてきた。しかし、以後、州政府が州立大学を設置・拡大する政策を推進したことで、私立大学は支援される対象から、数多くの大学の中で生き残りをかけて競い合う組織へと変化していったという。

現在の州と私立大学との関係は、州により多様である。古くから私立大学が存在する東部諸州では比較的密接な関係を保っているとみられる。しかし、上記のような経緯から、現在の州の高等教育政策の対象は基本的に州立大学（2年制大学を含む）とされ、私立大学に対する州の関与は最小限に抑えられているといえる。

州が私立大学に関与するのは、主に設置認可と財政援助である。このうち、財政援助については、その多くが奨学金事業であり、学生が納付する授業料として私立大学に公財政が入る間接援助となっている。このほか、医学部経営や図書館整備など特定事業に対する援助もあるが、奨学金事業を含めて、いずれもその規模は小さい。私立大学の収入を財源別にみると、全国平均で州からの収入は2%程度であり、10%以上を支出している連邦よりもかなり低い比率となっている。

設置認可については、その厳格さは州により多様であるといわれている。ただし、州によっては消費者としての学生の保護という観点から、州政府による設置認可は必ずしも十分なものとはならないとして、専門家による審査が行われるア krediteーションを活用することに積極的な姿勢を見せているところもある。

(3) 私立大学の設置認可

半数以上の州では、私立大学の設置認可を大学理事会、調整委員会など州の高等教育行政担当機関が行っている。また、いくつかの州では教育行政以外の州政府機関、あるいは独立の認可機関が行っている。州教育委員会あるいは州教育局が行っている州もある。しかし、アイダホ州やアイオワ州、サウスダコタ州、ユタ州などの各州には、私立大学設置に関する認可機関が設けられていない（表 6-2 参照）。

カリフォルニア州を例にとると、同州では1989年に制定された私立中等後教育・職業教育改革法（カリフォルニア州教育法第94700-94999条。このうち、大学の設置認可については第94900-94905条）に基づいて、州消費者問題対策局に設けられた私立中等後教育・職業教育局（Bureau for Private Postsecondary and Vocational Education）が認可を行っている。同法によると、私立大学の設置認可は、各大学からの申請書類及び現地調査の結果に基づき同局が審査を行い、その結果によって設置認可の可否を決定する。審査は次の観点から実施される（第94900条（a）項）。

- (1) 申請された教育プログラムを実施するのに十分な施設・設備、財源、管理事務組織、教員等が備えられているか。
- (2) 教員は担当する教育段階、領域を指導できる資格あるいは学位を有しているのか。
- (3) カリキュラムや教育サービスは、提供される教育プログラムと整合性がとれているか。
- (4) 施設設備は教育目標の達成に適切かつ教育サービスの質の維持に十分なものであるか。
- (5) 学位取得につながる課程において、取得学位が保障する学力水準に到達できるようなカリキュラムが提供されているか。
- (6) 在学生に対する学習・研究上の指導助言体制が整備されているか。
- (7) 学生の職業経験や学習経験に単位を支給する場合、十分な体制が整備されているか。

同局によって授与される認可の有効期限は最長5年間であり（第94901条（c）項）、これを超える場合は再び審査が必要となる。ただし、地域のアクレディテーション団体によるアクレディテーション（基準認定）を受けた機関は、同法の適用対象とは見なされないため、州による審査を必要としない（第94739条（b）項（7）（B））。

カリフォルニア州の例にみられるように、州が設置運営を認可した後にこれを更新する必要がある場合は、地域のアクレディテーション団体による認定を受けていればこれを更新要件として認可のための審査等を免除するのが一般的である。

（文責：霜取秋則，溝上智恵子，岸本睦久）

表 6-2 私立高等教育機関の認可機関

	州教育局	教育局 所管の 専門機関	大 学 理事会	調 整 委員会	その他の 州政府 機 関	そ の 他
アラバマ	○					
アラスカ				○		
アリゾナ					○	州の私立中等教育教育委員会
アーカンソー				○		
カリフォルニア					○	州消費者対策局所管
コロラド				○		
コネチカット				○		
デラウェア	○					
フロリダ		○				
ジョージア					○	
ハワイ	○					
アイダホ						学位授与機関に関する認可機関なし
イリノイ				○		
インディアナ					○	州営利教育委員会
アイオワ						学位授与機関に関する認可機関なし
カンザス			○			
ケンタッキー				○		
ルイジアナ				○		
メイン	△					州当局は州議会に認可を提言
メリーランド				○		
マサチューセッツ				○		
ミシガン	○					州教育委員会
ミネソタ					○	高等教育サービス局
ミシシッピ					○	大学基準認定審議会
ミズーリ				○		調整委員会事務局である州高等教育局
モンタナ			○			
ネブラスカ				○		
ネバダ					○	州の高等教育の政策立案機関が担当
ニューハンプシャー					○	州の高等教育の政策立案機関が担当
ニュージーランド				○		
ニューメキシコ				○		
ニューヨーク				○		
ノースカロライナ				○		
ノースダコタ					○	州職業教育委員会
オハイオ				○		
オクラホマ			○			
オレゴン					○	州知事事務局内の教育政策企画室
ペンシルバニア	○					
ロードアイランド			○			
サウスカロライナ				○		
サウスダコタ						学位授与機関に関する認可機関なし
テネシー				○		
テキサス				○		
ユタ						学位授与機関に関する認可機関なし
バーモント	○					州教育委員会
バージニア				○		
ワシントン				○		
ウェストバージニア			○			
ウィスコンシン					△	本来は2年制大学や営利目的機関の認可
ワイオミング	○					
合 計	8	1	5	21	11	認可機関なし：4

(ECS, 1997 State Postsecondary Education Structures Sourcebook, 1998などを参照)